

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年10月6日提出
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（毎月決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年4月6日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について有価証券報告書の提出に伴う関係情報の更新等を行うため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部__は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。

なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンド状況 5 運用状況」、「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額は、1,500億円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
---------------------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年6回（隔月）	欧州		
	年12回（毎月）	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産（投資信託証券（債券 一般））		アフリカ		
資産複合		中近東（中東）		
		エマージング		

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

その他資産 （投資信託証券 （債券 一般））	投資信託証券（マザーファンド）を通じて、主として債券（一般 [*] ）に投資する。 * 一般とは、公債 ^{*1} 、社債 ^{*2} 、その他債券 ^{*3} 属性にあてはまらない全てのものをいう。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
アジア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
オセアニア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

* 1 公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

* 2 社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

* 3 その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

特色

1 日本を除くアジア諸国・地域とパシフィック諸国のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とし分散投資を行います。

- ◆ 日本を除くアジア諸国・地域への投資は、原則として当ファンドの純資産総額の50%以上とします。
- ◆ ソブリン債券・準ソブリン債券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

【ソブリン債券】

各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。

また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する国際機関債のほか、

当ファンドにおいてはオーストラリア、ニュージーランドの州(地方)政府債等もソブリン債券に含まれます。

【準ソブリン債券】

政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。

現在投資しているアジア諸国・地域、パシフィック諸国 (2021年7月30日現在)



※主要投資対象国・地域は外務省が定義する「アジア」および「大洋州」から選定しております。

※資金管理目的で、主要投資対象国・地域以外のソブリン債券(米国債券等)に一部投資することもあります。

※上記の他、米国債券にも一部投資することもあります。

※上記の投資国・地域は将来変更となる可能性があります。

- ◆ 自国通貨建債券のほか、米ドル建債券等の外国通貨建債券にも投資します。

特色2

ソブリン債券・準ソブリン債券からの安定した利子収入の確保および
信託財産の成長を目指して運用を行います。

債券戦略

- 債券見直し(金利水準・金利見直し・信用力等)を考慮し、投資を行います。
利子収入期待の高い国・地域の債券への投資配分を高めます。

通貨戦略

- 為替見直しを考慮し、投資を行います。
通貨上昇期待の高い通貨への投資配分を高めます。
- ◆ 直物為替先渡取引(NDF)等を活用し、為替差益の獲得を目指することがあります。

【直物為替先渡取引(NDF)】

一種の外国為替先渡取引であり、決済時に元本部分の受け渡しを行わずに、取引時に決定した取引レートと決済レートの差および元本により計算した額を、米ドル等に換算して、受け渡しを行う取引です。

・為替取引を行う際、一部の新興国の通貨では、為替取引に関する規制等で機動的に為替予約取引を行えないことがあり、その場合、NDFを活用します。

・NDFの取引価格は、為替予約取引とは異なり、規制等により裁定が働かない場合があるため、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。

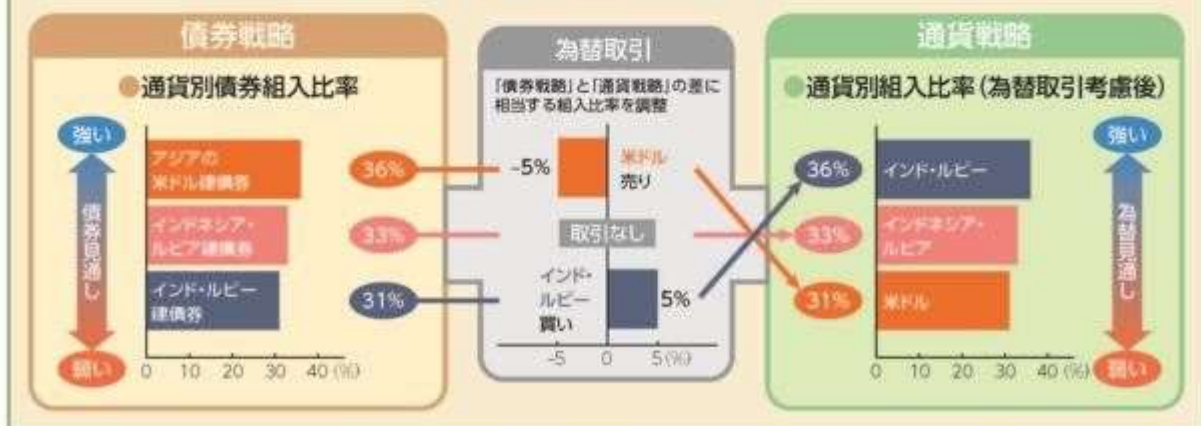
主な収益の源泉



債券と為替の見直しを右記と
仮定した場合のイメージ図

	米ドル	インドネシア・ルピア	インド・ルピー
債券	○	△	×
通貨	×	△	○

左の表は、債券戦略と通貨戦略を簡単に説明するために債券、通貨毎の3通貨間の相対的な投資魅力を、○>△>×の順に表示しています。3通貨の実際の投資魅力とは異なります。



上記は、債券戦略と通貨戦略を簡単に説明するために簡略化した上で図表化したものであり、実際のポートフォリオとは異なります。また、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

- ◆ 原則として、対円での為替ヘッジは行いません。

投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

特色3

毎月決算を行い、収益の分配を行います。

- ◆ 毎月7日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。
(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合もあります。)

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

- ◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



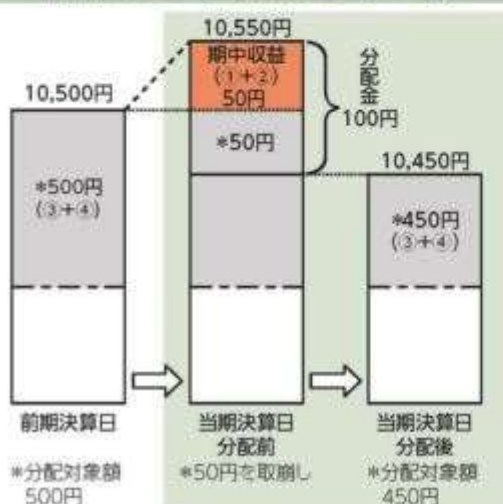
- ◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

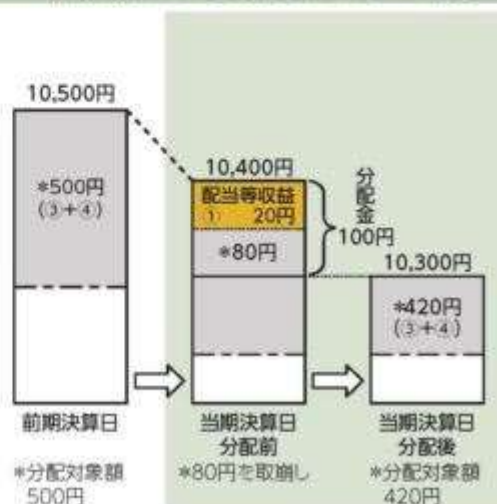
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



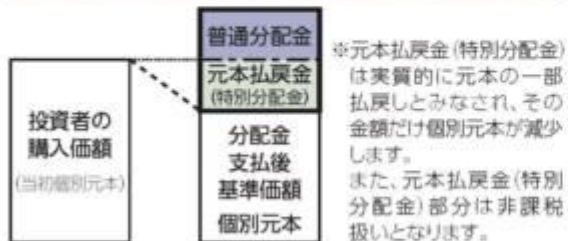
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

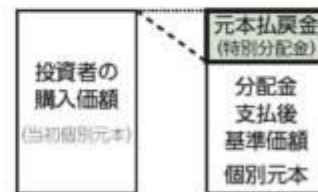
収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。



ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

■ 主な投資制限

マザーファンドへの投資	マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。
ソブリン債券以外への投資	ソブリン債券以外への実質投資は、取得時において、当ファンドの純資産総額の35%以内とします。
同一企業が発行する債券への投資	同一企業が発行する債券への実質投資は、当ファンドの純資産総額の10%以内とします。
同一通貨への投資	同一通貨への実質投資は、取得時において、当ファンドの純資産総額の30%以内とします。
同一国・地域が発行する債券への投資	同一国・地域が発行する債券への実質投資は、取得時において、当ファンドの純資産総額の30%以内とします。

(3) 【ファンドの仕組み】

< 訂正前 >

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要

委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況(2021年1月末現在)

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- ・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

<訂正後>

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況(2021年7月末現在)

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

2004年10月	東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月	三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月	三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

3【投資リスク】

<更新後>

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

為替変動リスク

ファンドは、主に日本を除くアジア諸国・地域およびパシフィック諸国の通貨建等の有価証券に投資します（ただし、これらに限定されるものではありません。）。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。また、ファンドは一部の通貨について為替取引を行うことがあり、その場合は為替取引後の通貨の変動の影響を受けることとなります。

金利変動リスク

投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

信用リスク（デフォルト・リスク）

債券発行国・地域の債務返済能力等の変化等による格付け（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはフ

ンドの基準価額の下落要因となります。

一般的に、新興国の債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

カントリー・リスク

債券の発行国・地域の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- a．先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
- b．政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- c．海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
- d．先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引、直物為替先渡取引（NDF）等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

その他の主な留意点

- a．ファンドでは、一部の通貨について、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（NDF）を利用する場合があります。直物為替先渡取引（NDF）の取引価格は、外国為替予約取引とは異なり、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。
- b．受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- c．法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- d．信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金が行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
- e．当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理

し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

<流動性リスクに対する管理体制>

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

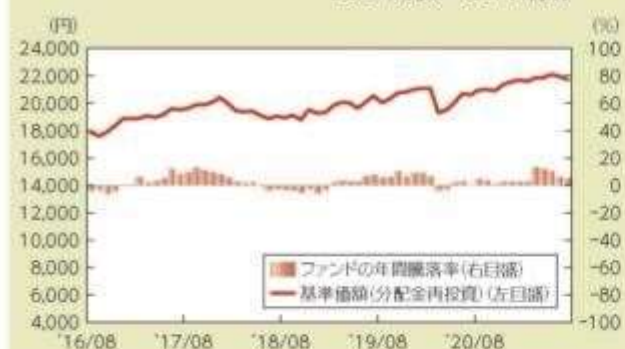
* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2016年8月末～2021年7月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2016年8月末～2021年7月末)



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したのとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により東京証券取引所が算出する株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの高値の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村証券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っていません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セクレティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セクレティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となり

ます。

上記は2021年1月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<訂正後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2021年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（毎月決算型）】

（1）【投資状況】

令和 3年 7月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	7,859,877,696	99.70
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		23,649,684	0.30
純資産総額		7,883,527,380	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和 3年 7月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	投資比率 （%）
日本	親投資信託受益証券	アジア・パシフィック・ソブリン・オープン マザーファンド	2,957,287,116	2.6729	7,904,532,733	2.6578	7,859,877,696	99.70

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年 7月30日現在

種類	投資比率（%）
----	---------

親投資信託受益証券	99.70
合計	99.70

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年7月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第29計算期間末日 (平成23年 8月 8日)	62,487,586,656	63,111,339,395	10,018	10,118
第30計算期間末日 (平成23年 9月 7日)	61,900,131,122	62,528,647,299	9,849	9,949
第31計算期間末日 (平成23年10月 7日)	56,061,159,653	56,688,386,151	8,938	9,038
第32計算期間末日 (平成23年11月 7日)	57,541,185,090	58,158,171,057	9,326	9,426
第33計算期間末日 (平成23年12月 7日)	54,852,079,284	55,458,794,605	9,041	9,141
第34計算期間末日 (平成24年 1月10日)	52,361,101,874	52,955,744,125	8,805	8,905
第35計算期間末日 (平成24年 2月 7日)	53,325,785,310	53,905,684,784	9,196	9,296
第36計算期間末日 (平成24年 3月 7日)	53,835,663,191	54,405,533,045	9,447	9,547
第37計算期間末日 (平成24年 4月 9日)	54,008,841,803	54,585,050,974	9,373	9,473
第38計算期間末日 (平成24年 5月 7日)	52,426,085,104	53,004,969,228	9,056	9,156
第39計算期間末日 (平成24年 6月 7日)	50,097,234,720	50,675,282,029	8,667	8,767
第40計算期間末日 (平成24年 7月 9日)	50,492,153,168	51,066,138,793	8,797	8,897
第41計算期間末日 (平成24年 8月 7日)	49,560,709,612	49,899,540,432	8,776	8,836
第42計算期間末日 (平成24年 9月 7日)	44,100,658,628	44,401,611,216	8,792	8,852
第43計算期間末日 (平成24年10月 9日)	42,067,801,869	42,351,336,919	8,902	8,962
第44計算期間末日 (平成24年11月 7日)	40,348,283,399	40,613,766,152	9,119	9,179
第45計算期間末日 (平成24年12月 7日)	38,966,230,469	39,214,328,300	9,424	9,484
第46計算期間末日 (平成25年 1月 7日)	39,073,045,904	39,306,786,153	10,030	10,090
第47計算期間末日 (平成25年 2月 7日)	39,680,940,323	39,904,203,595	10,664	10,724
第48計算期間末日 (平成25年 3月 7日)	38,412,293,786	38,628,213,366	10,674	10,734
第49計算期間末日 (平成25年 4月 8日)	39,322,865,510	39,586,428,813	11,190	11,265
第50計算期間末日 (平成25年 5月 7日)	39,317,876,652	39,576,785,538	11,389	11,464

第51計算期間末日	(平成25年 6月 7日)	36,804,874,863	37,063,071,672	10,691	10,766
第52計算期間末日	(平成25年 7月 8日)	34,763,867,133	35,015,457,445	10,363	10,438
第53計算期間末日	(平成25年 8月 7日)	32,256,475,300	32,501,971,308	9,854	9,929
第54計算期間末日	(平成25年 9月 9日)	30,342,924,941	30,580,567,226	9,576	9,651
第55計算期間末日	(平成25年10月 7日)	30,202,463,812	30,435,223,867	9,732	9,807
第56計算期間末日	(平成25年11月 7日)	29,918,177,898	30,145,702,050	9,862	9,937
第57計算期間末日	(平成25年12月 9日)	29,131,204,265	29,349,364,606	10,015	10,090
第58計算期間末日	(平成26年 1月 7日)	26,976,577,068	27,180,381,298	9,927	10,002
第59計算期間末日	(平成26年 2月 7日)	25,559,637,619	25,759,091,372	9,611	9,686
第60計算期間末日	(平成26年 3月 7日)	25,836,578,167	26,032,115,291	9,910	9,985
第61計算期間末日	(平成26年 4月 7日)	25,101,203,353	25,290,160,472	9,963	10,038
第62計算期間末日	(平成26年 5月 7日)	24,925,159,293	25,113,674,286	9,916	9,991
第63計算期間末日	(平成26年 6月 9日)	24,461,226,405	24,643,308,085	10,076	10,151
第64計算期間末日	(平成26年 7月 7日)	23,786,605,700	23,965,129,831	9,993	10,068
第65計算期間末日	(平成26年 8月 7日)	23,373,337,410	23,550,547,354	9,892	9,967
第66計算期間末日	(平成26年 9月 8日)	23,726,565,203	23,901,549,631	10,169	10,244
第67計算期間末日	(平成26年10月 7日)	23,749,362,467	23,924,551,551	10,167	10,242
第68計算期間末日	(平成26年11月 7日)	24,694,133,237	24,867,462,134	10,685	10,760
第69計算期間末日	(平成26年12月 8日)	25,110,048,335	25,278,771,302	11,162	11,237
第70計算期間末日	(平成27年 1月 7日)	23,992,995,735	24,161,071,970	10,706	10,781
第71計算期間末日	(平成27年 2月 9日)	24,295,685,666	24,464,351,558	10,803	10,878
第72計算期間末日	(平成27年 3月 9日)	24,182,883,982	24,351,716,857	10,743	10,818
第73計算期間末日	(平成27年 4月 7日)	24,101,050,868	24,269,996,558	10,699	10,774
第74計算期間末日	(平成27年 5月 7日)	23,895,805,548	24,065,595,945	10,555	10,630
第75計算期間末日	(平成27年 6月 8日)	24,569,396,082	24,741,129,684	10,730	10,805
第76計算期間末日	(平成27年 7月 7日)	24,108,157,936	24,282,105,524	10,395	10,470
第77計算期間末日	(平成27年 8月 7日)	23,813,845,953	23,986,763,786	10,329	10,404
第78計算期間末日	(平成27年 9月 7日)	21,258,095,612	21,428,747,177	9,343	9,418
第79計算期間末日	(平成27年10月 7日)	21,411,724,847	21,580,070,305	9,539	9,614
第80計算期間末日	(平成27年11月 9日)	21,590,158,753	21,755,577,369	9,789	9,864
第81計算期間末日	(平成27年12月 7日)	21,103,563,777	21,266,020,525	9,743	9,818
第82計算期間末日	(平成28年 1月 7日)	19,530,406,666	19,689,817,765	9,189	9,264
第83計算期間末日	(平成28年 2月 8日)	19,234,830,670	19,393,036,033	9,119	9,194
第84計算期間末日	(平成28年 3月 7日)	18,839,261,138	18,995,586,403	9,038	9,113
第85計算期間末日	(平成28年 4月 7日)	18,453,394,491	18,608,288,865	8,935	9,010
第86計算期間末日	(平成28年 5月 9日)	17,675,236,703	17,828,534,426	8,648	8,723
第87計算期間末日	(平成28年 6月 7日)	17,425,755,838	17,577,650,106	8,604	8,679
第88計算期間末日	(平成28年 7月 7日)	16,391,779,989	16,542,028,915	8,182	8,257
第89計算期間末日	(平成28年 8月 8日)	16,535,673,157	16,684,163,215	8,352	8,427
第90計算期間末日	(平成28年 9月 7日)	16,378,780,779	16,476,900,939	8,346	8,396
第91計算期間末日	(平成28年10月 7日)	15,852,868,980	15,947,712,939	8,357	8,407
第92計算期間末日	(平成28年11月 7日)	15,297,901,617	15,390,679,913	8,244	8,294

第93計算期間末日	(平成28年12月 7日)	15,773,189,327	15,864,664,575	8,622	8,672
第94計算期間末日	(平成29年 1月10日)	15,508,861,665	15,598,388,537	8,662	8,712
第95計算期間末日	(平成29年 2月 7日)	14,980,403,414	15,068,516,764	8,501	8,551
第96計算期間末日	(平成29年 3月 7日)	14,978,563,882	15,065,959,643	8,569	8,619
第97計算期間末日	(平成29年 4月 7日)	14,621,819,617	14,708,253,115	8,458	8,508
第98計算期間末日	(平成29年 5月 8日)	14,641,527,621	14,726,950,511	8,570	8,620
第99計算期間末日	(平成29年 6月 7日)	14,191,454,597	14,275,223,798	8,471	8,521
第100計算期間末日	(平成29年 7月 7日)	14,253,503,088	14,335,944,992	8,645	8,695
第101計算期間末日	(平成29年 8月 7日)	14,063,344,369	14,145,046,611	8,606	8,656
第102計算期間末日	(平成29年 9月 7日)	13,864,590,684	13,946,139,846	8,501	8,551
第103計算期間末日	(平成29年10月10日)	13,863,214,469	13,944,016,581	8,578	8,628
第104計算期間末日	(平成29年11月 7日)	13,856,339,156	13,936,380,411	8,656	8,706
第105計算期間末日	(平成29年12月 7日)	13,652,214,559	13,731,578,844	8,601	8,651
第106計算期間末日	(平成30年 1月 9日)	13,892,837,901	13,971,701,934	8,808	8,858
第107計算期間末日	(平成30年 2月 7日)	13,281,474,222	13,360,135,521	8,442	8,492
第108計算期間末日	(平成30年 3月 7日)	12,585,046,662	12,663,321,247	8,039	8,089
第109計算期間末日	(平成30年 4月 9日)	12,661,839,066	12,739,452,648	8,157	8,207
第110計算期間末日	(平成30年 5月 7日)	12,346,378,026	12,423,298,219	8,025	8,075
第111計算期間末日	(平成30年 6月 7日)	12,244,004,459	12,320,152,741	8,040	8,090
第112計算期間末日	(平成30年 7月 9日)	11,684,851,646	11,759,869,248	7,788	7,838
第113計算期間末日	(平成30年 8月 7日)	11,464,181,004	11,538,081,685	7,756	7,806
第114計算期間末日	(平成30年 9月 7日)	10,979,609,134	11,052,481,246	7,533	7,583
第115計算期間末日	(平成30年10月 9日)	10,763,151,281	10,834,884,843	7,502	7,552
第116計算期間末日	(平成30年11月 7日)	10,860,178,308	10,931,334,223	7,631	7,681
第117計算期間末日	(平成30年12月 7日)	10,904,089,842	10,974,645,776	7,727	7,777
第118計算期間末日	(平成31年 1月 7日)	10,513,864,152	10,583,897,350	7,506	7,556
第119計算期間末日	(平成31年 2月 7日)	10,723,322,435	10,793,322,495	7,660	7,710
第120計算期間末日	(平成31年 3月 7日)	10,765,022,347	10,834,602,537	7,736	7,786
第121計算期間末日	(平成31年 4月 8日)	10,772,921,031	10,842,056,251	7,791	7,841
第122計算期間末日	(令和 1年 5月 7日)	10,479,169,317	10,547,846,396	7,629	7,679
第123計算期間末日	(令和 1年 6月 7日)	10,359,749,373	10,428,243,806	7,562	7,612
第124計算期間末日	(令和 1年 7月 8日)	10,534,062,160	10,602,134,316	7,737	7,787
第125計算期間末日	(令和 1年 8月 7日)	10,143,481,714	10,211,294,227	7,479	7,529
第126計算期間末日	(令和 1年 9月 9日)	10,217,065,518	10,284,613,435	7,563	7,613
第127計算期間末日	(令和 1年10月 7日)	10,076,020,791	10,142,893,263	7,534	7,584
第128計算期間末日	(令和 1年11月 7日)	10,150,728,877	10,217,036,324	7,654	7,704
第129計算期間末日	(令和 1年12月 9日)	9,993,616,956	10,059,597,484	7,573	7,623
第130計算期間末日	(令和 2年 1月 7日)	9,932,744,214	9,998,137,770	7,595	7,645
第131計算期間末日	(令和 2年 2月 7日)	9,979,846,223	10,018,725,520	7,701	7,731
第132計算期間末日	(令和 2年 3月 9日)	9,160,122,337	9,198,611,363	7,140	7,170
第133計算期間末日	(令和 2年 4月 7日)	8,714,192,123	8,752,342,689	6,852	6,882
第134計算期間末日	(令和 2年 5月 7日)	8,797,480,026	8,835,459,382	6,949	6,979

第135計算期間末日	(令和 2年 6月 8日)	9,421,758,015	9,459,524,194	7,484	7,514
第136計算期間末日	(令和 2年 7月 7日)	9,211,839,198	9,249,348,999	7,368	7,398
第137計算期間末日	(令和 2年 8月 7日)	9,145,535,848	9,182,589,549	7,405	7,435
第138計算期間末日	(令和 2年 9月 7日)	9,153,202,352	9,190,020,648	7,458	7,488
第139計算期間末日	(令和 2年10月 7日)	8,946,280,072	8,982,697,133	7,370	7,400
第140計算期間末日	(令和 2年11月 9日)	8,841,799,175	8,877,795,523	7,369	7,399
第141計算期間末日	(令和 2年12月 7日)	8,816,657,682	8,852,002,574	7,483	7,513
第142計算期間末日	(令和 3年 1月 7日)	8,653,158,887	8,687,778,815	7,498	7,528
第143計算期間末日	(令和 3年 2月 8日)	8,610,706,006	8,644,942,427	7,545	7,575
第144計算期間末日	(令和 3年 3月 8日)	8,398,617,794	8,432,375,273	7,464	7,494
第145計算期間末日	(令和 3年 4月 7日)	8,390,291,168	8,423,902,358	7,489	7,519
第146計算期間末日	(令和 3年 5月 7日)	8,340,444,606	8,362,682,533	7,501	7,521
第147計算期間末日	(令和 3年 6月 7日)	8,219,559,760	8,241,379,698	7,534	7,554
第148計算期間末日	(令和 3年 7月 7日)	8,025,917,784	8,047,489,932	7,441	7,461
	令和 2年 7月末日	9,075,662,433		7,329	
	8月末日	9,146,771,609		7,429	
	9月末日	8,996,734,049		7,407	
	10月末日	8,836,572,039		7,350	
	11月末日	8,843,118,172		7,469	
	12月末日	8,713,157,343		7,519	
	令和 3年 1月末日	8,615,876,229		7,526	
	2月末日	8,448,020,941		7,470	
	3月末日	8,433,038,939		7,525	
	4月末日	8,339,846,981		7,498	
	5月末日	8,276,764,120		7,567	
	6月末日	8,088,326,932		7,491	
	7月末日	7,883,527,380		7,391	

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第29計算期間	100円
第30計算期間	100円
第31計算期間	100円
第32計算期間	100円
第33計算期間	100円
第34計算期間	100円
第35計算期間	100円
第36計算期間	100円
第37計算期間	100円
第38計算期間	100円
第39計算期間	100円

第40計算期間	100円
第41計算期間	60円
第42計算期間	60円
第43計算期間	60円
第44計算期間	60円
第45計算期間	60円
第46計算期間	60円
第47計算期間	60円
第48計算期間	60円
第49計算期間	75円
第50計算期間	75円
第51計算期間	75円
第52計算期間	75円
第53計算期間	75円
第54計算期間	75円
第55計算期間	75円
第56計算期間	75円
第57計算期間	75円
第58計算期間	75円
第59計算期間	75円
第60計算期間	75円
第61計算期間	75円
第62計算期間	75円
第63計算期間	75円
第64計算期間	75円
第65計算期間	75円
第66計算期間	75円
第67計算期間	75円
第68計算期間	75円
第69計算期間	75円
第70計算期間	75円
第71計算期間	75円
第72計算期間	75円
第73計算期間	75円
第74計算期間	75円
第75計算期間	75円
第76計算期間	75円
第77計算期間	75円
第78計算期間	75円
第79計算期間	75円
第80計算期間	75円
第81計算期間	75円
第82計算期間	75円

第83計算期間	75円
第84計算期間	75円
第85計算期間	75円
第86計算期間	75円
第87計算期間	75円
第88計算期間	75円
第89計算期間	75円
第90計算期間	50円
第91計算期間	50円
第92計算期間	50円
第93計算期間	50円
第94計算期間	50円
第95計算期間	50円
第96計算期間	50円
第97計算期間	50円
第98計算期間	50円
第99計算期間	50円
第100計算期間	50円
第101計算期間	50円
第102計算期間	50円
第103計算期間	50円
第104計算期間	50円
第105計算期間	50円
第106計算期間	50円
第107計算期間	50円
第108計算期間	50円
第109計算期間	50円
第110計算期間	50円
第111計算期間	50円
第112計算期間	50円
第113計算期間	50円
第114計算期間	50円
第115計算期間	50円
第116計算期間	50円
第117計算期間	50円
第118計算期間	50円
第119計算期間	50円
第120計算期間	50円
第121計算期間	50円
第122計算期間	50円
第123計算期間	50円
第124計算期間	50円
第125計算期間	50円

第126計算期間	50円
第127計算期間	50円
第128計算期間	50円
第129計算期間	50円
第130計算期間	50円
第131計算期間	30円
第132計算期間	30円
第133計算期間	30円
第134計算期間	30円
第135計算期間	30円
第136計算期間	30円
第137計算期間	30円
第138計算期間	30円
第139計算期間	30円
第140計算期間	30円
第141計算期間	30円
第142計算期間	30円
第143計算期間	30円
第144計算期間	30円
第145計算期間	30円
第146計算期間	20円
第147計算期間	20円
第148計算期間	20円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第29計算期間	1.72
第30計算期間	0.68
第31計算期間	8.23
第32計算期間	5.45
第33計算期間	1.98
第34計算期間	1.50
第35計算期間	5.57
第36計算期間	3.81
第37計算期間	0.27
第38計算期間	2.31
第39計算期間	3.19
第40計算期間	2.65
第41計算期間	0.44
第42計算期間	0.86
第43計算期間	1.93

第44計算期間	3.11
第45計算期間	4.00
第46計算期間	7.06
第47計算期間	6.91
第48計算期間	0.65
第49計算期間	5.53
第50計算期間	2.44
第51計算期間	5.47
第52計算期間	2.36
第53計算期間	4.18
第54計算期間	2.06
第55計算期間	2.41
第56計算期間	2.10
第57計算期間	2.31
第58計算期間	0.12
第59計算期間	2.42
第60計算期間	3.89
第61計算期間	1.29
第62計算期間	0.28
第63計算期間	2.36
第64計算期間	0.07
第65計算期間	0.26
第66計算期間	3.55
第67計算期間	0.71
第68計算期間	5.83
第69計算期間	5.16
第70計算期間	3.41
第71計算期間	1.60
第72計算期間	0.13
第73計算期間	0.28
第74計算期間	0.64
第75計算期間	2.36
第76計算期間	2.42
第77計算期間	0.08
第78計算期間	8.81
第79計算期間	2.90
第80計算期間	3.40
第81計算期間	0.29
第82計算期間	4.91
第83計算期間	0.05
第84計算期間	0.06
第85計算期間	0.30
第86計算期間	2.37

第87計算期間	0.35
第88計算期間	4.03
第89計算期間	2.99
第90計算期間	0.52
第91計算期間	0.73
第92計算期間	0.75
第93計算期間	5.19
第94計算期間	1.04
第95計算期間	1.28
第96計算期間	1.38
第97計算期間	0.71
第98計算期間	1.91
第99計算期間	0.57
第100計算期間	2.64
第101計算期間	0.12
第102計算期間	0.63
第103計算期間	1.49
第104計算期間	1.49
第105計算期間	0.05
第106計算期間	2.98
第107計算期間	3.58
第108計算期間	4.18
第109計算期間	2.08
第110計算期間	1.00
第111計算期間	0.80
第112計算期間	2.51
第113計算期間	0.23
第114計算期間	2.23
第115計算期間	0.25
第116計算期間	2.38
第117計算期間	1.91
第118計算期間	2.21
第119計算期間	2.71
第120計算期間	1.64
第121計算期間	1.35
第122計算期間	1.43
第123計算期間	0.22
第124計算期間	2.97
第125計算期間	2.68
第126計算期間	1.79
第127計算期間	0.27
第128計算期間	2.25
第129計算期間	0.40

第130計算期間	0.95
第131計算期間	1.79
第132計算期間	6.89
第133計算期間	3.61
第134計算期間	1.85
第135計算期間	8.13
第136計算期間	1.14
第137計算期間	0.90
第138計算期間	1.12
第139計算期間	0.77
第140計算期間	0.39
第141計算期間	1.95
第142計算期間	0.60
第143計算期間	1.02
第144計算期間	0.67
第145計算期間	0.73
第146計算期間	0.42
第147計算期間	0.70
第148計算期間	0.96

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第29計算期間	4,333,898,102	1,906,683,981	62,375,273,951
第30計算期間	3,385,138,210	2,908,794,438	62,851,617,723
第31計算期間	2,303,425,861	2,432,393,728	62,722,649,856
第32計算期間	795,583,492	1,819,636,582	61,698,596,766
第33計算期間	1,012,154,201	2,039,218,794	60,671,532,173
第34計算期間	622,928,137	1,830,235,130	59,464,225,180
第35計算期間	604,409,258	2,078,687,017	57,989,947,421
第36計算期間	1,587,300,231	2,590,262,246	56,986,985,406
第37計算期間	3,908,794,000	3,274,862,305	57,620,917,101
第38計算期間	1,409,528,279	1,142,032,935	57,888,412,445
第39計算期間	1,136,450,388	1,220,131,836	57,804,730,997
第40計算期間	771,402,952	1,177,571,438	57,398,562,511
第41計算期間	634,272,124	1,561,031,299	56,471,803,336
第42計算期間	230,776,417	6,543,814,922	50,158,764,831
第43計算期間	212,398,047	3,115,321,101	47,255,841,777
第44計算期間	226,275,908	3,234,992,116	44,247,125,569
第45計算期間	274,647,203	3,172,134,213	41,349,638,559
第46計算期間	372,823,754	2,765,754,092	38,956,708,221

第47計算期間	962,168,834	2,708,331,573	37,210,545,482
第48計算期間	898,097,997	2,122,046,679	35,986,596,800
第49計算期間	1,069,348,220	1,914,171,277	35,141,773,743
第50計算期間	712,832,360	1,333,421,174	34,521,184,929
第51計算期間	1,361,366,437	1,456,310,156	34,426,241,210
第52計算期間	495,874,568	1,376,740,833	33,545,374,945
第53計算期間	238,609,602	1,051,183,436	32,732,801,111
第54計算期間	238,646,062	1,285,809,109	31,685,638,064
第55計算期間	268,975,951	919,939,950	31,034,674,065
第56計算期間	139,684,423	837,804,847	30,336,553,641
第57計算期間	251,711,155	1,500,219,252	29,088,045,544
第58計算期間	255,690,710	2,169,838,804	27,173,897,450
第59計算期間	231,632,294	811,695,948	26,593,833,796
第60計算期間	156,955,352	679,172,507	26,071,616,641
第61計算期間	209,574,438	1,086,908,497	25,194,282,582
第62計算期間	399,189,323	458,139,489	25,135,332,416
第63計算期間	220,683,804	1,078,458,882	24,277,557,338
第64計算期間	249,773,807	724,113,629	23,803,217,516
第65計算期間	344,860,017	520,084,899	23,627,992,634
第66計算期間	350,802,320	647,537,840	23,331,257,114
第67計算期間	578,717,937	551,430,433	23,358,544,618
第68計算期間	379,553,953	627,578,948	23,110,519,623
第69計算期間	448,466,019	1,062,589,922	22,496,395,720
第70計算期間	432,253,374	518,484,350	22,410,164,744
第71計算期間	437,492,890	358,871,958	22,488,785,676
第72計算期間	404,282,496	382,018,122	22,511,050,050
第73計算期間	523,899,953	508,857,938	22,526,092,065
第74計算期間	439,603,423	326,975,846	22,638,719,642
第75計算期間	726,626,238	467,532,249	22,897,813,631
第76計算期間	739,726,434	444,528,200	23,193,011,865
第77計算期間	295,172,495	432,473,212	23,055,711,148
第78計算期間	140,086,128	442,255,235	22,753,542,041
第79計算期間	110,080,189	417,561,139	22,446,061,091
第80計算期間	78,997,147	469,242,735	22,055,815,503
第81計算期間	113,904,013	508,819,651	21,660,899,865
第82計算期間	105,825,918	511,912,524	21,254,813,259
第83計算期間	147,442,017	308,206,749	21,094,048,527
第84計算期間	100,407,206	351,087,028	20,843,368,705
第85計算期間	142,964,061	333,749,500	20,652,583,266
第86計算期間	87,762,879	300,649,658	20,439,696,487
第87計算期間	151,271,420	338,398,781	20,252,569,126
第88計算期間	90,257,551	309,636,493	20,033,190,184
第89計算期間	122,842,100	357,357,763	19,798,674,521

第90計算期間	99,235,648	273,878,059	19,624,032,110
第91計算期間	71,915,869	727,156,099	18,968,791,880
第92計算期間	55,613,533	468,746,159	18,555,659,254
第93計算期間	122,553,074	383,162,579	18,295,049,749
第94計算期間	88,933,263	478,608,424	17,905,374,588
第95計算期間	96,364,487	379,068,925	17,622,670,150
第96計算期間	54,526,420	198,044,176	17,479,152,394
第97計算期間	77,025,373	269,478,156	17,286,699,611
第98計算期間	47,258,598	249,380,065	17,084,578,144
第99計算期間	89,730,378	420,468,177	16,753,840,345
第100計算期間	88,451,413	353,910,764	16,488,380,994
第101計算期間	89,451,421	237,383,854	16,340,448,561
第102計算期間	149,594,671	180,210,762	16,309,832,470
第103計算期間	103,031,314	252,441,354	16,160,422,430
第104計算期間	87,494,077	239,665,441	16,008,251,066
第105計算期間	108,769,341	244,163,319	15,872,857,088
第106計算期間	130,569,653	230,620,026	15,772,806,715
第107計算期間	146,694,329	187,241,184	15,732,259,860
第108計算期間	74,887,497	152,230,266	15,654,917,091
第109計算期間	78,713,161	210,913,768	15,522,716,484
第110計算期間	55,341,971	194,019,761	15,384,038,694
第111計算期間	58,784,730	213,166,889	15,229,656,535
第112計算期間	57,307,569	283,443,598	15,003,520,506
第113計算期間	41,832,479	265,216,626	14,780,136,359
第114計算期間	40,173,657	245,887,591	14,574,422,425
第115計算期間	41,033,423	268,743,291	14,346,712,557
第116計算期間	36,258,064	151,787,501	14,231,183,120
第117計算期間	42,707,221	162,703,439	14,111,186,902
第118計算期間	67,725,104	172,272,234	14,006,639,772
第119計算期間	95,836,747	102,464,487	14,000,012,032
第120計算期間	59,352,595	143,326,579	13,916,038,048
第121計算期間	102,079,478	191,073,364	13,827,044,162
第122計算期間	43,926,643	135,554,867	13,735,415,938
第123計算期間	118,398,322	154,927,497	13,698,886,763
第124計算期間	73,003,654	157,459,144	13,614,431,273
第125計算期間	146,277,693	198,206,281	13,562,502,685
第126計算期間	45,474,121	98,393,387	13,509,583,419
第127計算期間	45,657,034	180,745,965	13,374,494,488
第128計算期間	50,864,868	163,869,814	13,261,489,542
第129計算期間	129,829,113	195,212,964	13,196,105,691
第130計算期間	56,008,746	173,403,087	13,078,711,350
第131計算期間	66,289,034	185,234,519	12,959,765,865
第132計算期間	57,297,098	187,387,501	12,829,675,462

第133計算期間	43,010,680	155,830,603	12,716,855,539
第134計算期間	30,954,571	88,024,497	12,659,785,613
第135計算期間	25,134,504	96,193,534	12,588,726,583
第136計算期間	20,165,476	105,625,019	12,503,267,040
第137計算期間	38,753,680	190,787,003	12,351,233,717
第138計算期間	44,011,577	122,479,632	12,272,765,662
第139計算期間	24,841,950	158,587,248	12,139,020,364
第140計算期間	24,377,909	164,615,604	11,998,782,669
第141計算期間	20,054,418	237,206,171	11,781,630,916
第142計算期間	25,549,081	267,203,958	11,539,976,039
第143計算期間	33,811,554	161,647,187	11,412,140,406
第144計算期間	19,575,504	179,222,842	11,252,493,068
第145計算期間	36,861,883	85,624,635	11,203,730,316
第146計算期間	31,790,629	116,557,180	11,118,963,765
第147計算期間	21,661,864	230,656,238	10,909,969,391
第148計算期間	19,183,198	143,078,299	10,786,074,290

(参考)

アジア・パシフィック・ソブリン・オープン マザーファンド

投資状況

令和 3年 7月30日現在

(単位:円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
国債証券	インド	1,189,999,715	14.62
	マレーシア	881,333,689	10.83
	インドネシア	851,715,803	10.47
	韓国	770,903,333	9.47
	フィリピン	598,923,651	7.36
	タイ	467,508,813	5.75
	シンガポール	456,272,179	5.61
	ニュージーランド	245,556,059	3.02
	オーストラリア	197,738,820	2.43
	アメリカ	189,065,525	2.32
	中国	33,928,894	0.42
	小計	5,882,946,481	72.29
地方債証券	ニュージーランド	518,350,360	6.37
特殊債券	中国	570,681,304	7.01
	オーストラリア	334,880,687	4.12
	インドネシア	152,372,400	1.87
	小計	1,057,934,391	13.00

社債券	アメリカ	380,296,849	4.67
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		298,045,937	3.67
純資産総額		8,137,574,018	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

令和 3年 7月30日現在

（単位：円）

資産の種類	建別	国/地域	時価合計	投資比率（%）
債券先物取引	買建	韓国	367,488,000	4.52
	売建	アメリカ	293,912,218	3.61

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

令和 3年 7月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
フィリピン	国債証券	6.25 PHILIPPI (GL) 360114	190,000,000	260.03	494,058,672	257.39	489,048,199	6.250000	2036/1/14	6.01
インド	国債証券	8.28 INDIA GOVT 320215	250,000,000	166.07	415,177,000	166.36	415,914,632	8.280000	2032/2/15	5.11
マレーシア	国債証券	4.127 MALAYSIA 320415	14,000,000	2,737.90	383,307,041	2,728.02	381,923,379	4.127000	2032/4/15	4.69
インドネシア	国債証券	6.625 INDONESIA 330515	50,000,000,000	0.75	378,860,000	0.76	380,950,000	6.625000	2033/5/15	4.68
シンガポール	国債証券	2.875SINGAPORGOVT 300901	4,000,000	9,081.70	363,268,040	9,205.43	368,217,284	2.875000	2030/9/1	4.52
中国	特殊債券	3.65 CHINA DEV 290521	20,000,000	1,715.25	343,051,859	1,735.63	347,126,683	3.650000	2029/5/21	4.27
タイ	国債証券	3.775 THAILAND 320625	85,000,000	396.74	337,232,450	401.84	341,570,106	3.775000	2032/6/25	4.20
韓国	国債証券	2.625 KOREA TREAS 280610	3,000,000,000	9.95	298,748,107	10.04	301,433,468	2.625000	2028/6/10	3.70
韓国	国債証券	1.5 KOREA TREASUR 301210	3,000,000,000	9.06	272,014,195	9.24	277,448,160	1.500000	2030/12/10	3.41
ニュージーランド	地方債証券	3.5 NZ LOCAL GOV 330414	3,100,000	8,596.46	266,490,432	8,724.76	270,467,765	3.500000	2033/4/14	3.32
ニュージーランド	地方債証券	3.338 AUCKLAND 260727	3,000,000	8,264.11	247,923,505	8,262.75	247,882,595	3.338000	2026/7/27	3.05
ニュージーランド	国債証券	1.5 NZ GOVT 310515	3,200,000	7,515.08	240,482,660	7,673.62	245,556,059	1.500000	2031/5/15	3.02
オーストラリア	特殊債券	2 WEST AUST TREAS 341024	2,000,000	8,008.30	160,166,199	8,326.96	166,539,337	2.000000	2034/10/24	2.05

マレーシア	国債証券	3.899 MALAYSIAGOV 271116	6,000,000	2,732.93	163,976,025	2,732.99	163,979,560	3.899000	2027/11/16	2.02
インドネシア	国債証券	7 INDONESIA 270515	20,000,000,000	0.80	161,208,160	0.81	163,172,000	7.000000	2027/5/15	2.01
インド	国債証券	7.59 INDIA GOVT 260111	100,000,000	157.72	157,723,599	158.72	158,725,204	7.590000	2026/1/11	1.95
インド	国債証券	7.59 INDIA GOVT 290320	100,000,000	158.27	158,271,200	158.33	158,337,889	7.590000	2029/3/20	1.95
インド	国債証券	7.27 INDIA GOVT 260408	100,000,000	155.93	155,932,800	156.73	156,732,000	7.270000	2026/4/8	1.93
インドネシア	国債証券	6.125 INDONESIA 280515	20,000,000,000	0.76	152,608,000	0.77	154,128,000	6.125000	2028/5/15	1.89
インドネシア	特殊債券	5.2 EIB(GL) 220301	20,000,000,000	0.76	152,440,800	0.76	152,372,400	5.200000	2022/3/1	1.87
インド	国債証券	5.79 INDIA GOVT 300511	100,000,000	142.43	142,435,200	142.72	142,721,790	5.790000	2030/5/11	1.75
アメリカ	社債券	6.15 POWER FIN 281206	1,000,000	13,005.29	130,052,913	12,984.38	129,843,828	6.150000	2028/12/6	1.60
アメリカ	社債券	5.375 PERUSAHAAN 290125	1,000,000	12,781.26	127,812,604	12,726.51	127,265,154	5.375000	2029/1/25	1.56
アメリカ	社債券	5.25 POWER FIN 280810	1,000,000	12,310.78	123,107,885	12,318.78	123,187,867	5.250000	2028/8/10	1.51
アメリカ	国債証券	4.8 SOCIA VIETNAM 241119	1,000,000	12,208.13	122,081,350	12,187.69	121,876,987	4.800000	2024/11/19	1.50
中国	特殊債券	3.18 CHINA DEV 260405	7,000,000	1,689.30	118,251,374	1,705.21	119,364,865	3.180000	2026/4/5	1.47
フィリピン	国債証券	3.9 PHILIPPIN(GL) 221126	50,000,000	219.75	109,878,183	219.75	109,875,452	3.900000	2022/11/26	1.35
オーストラリア	国債証券	2.75 AUST GOVT 271121	1,200,000	8,952.05	107,424,612	9,091.25	109,095,018	2.750000	2027/11/21	1.34
韓国	国債証券	2.125 KOREA TREAS 270610	1,000,000,000	9.68	96,896,901	9.74	97,447,654	2.125000	2027/6/10	1.20
韓国	国債証券	1.5 KOREA TREASUR 261210	1,000,000,000	9.39	93,981,167	9.45	94,574,051	1.500000	2026/12/10	1.16

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年 7月30日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	72.29
地方債証券	6.37
特殊債券	13.00
社債券	4.67
合計	96.34

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

令和 3年 7月30日現在

資産の種類	地域	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額	簿価金額(円)	評価金額	評価金額(円)	投資比率(%)
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	NOTE10Y 2109	売建	20	アメリカドル	2,664,375	291,722,418	2,684,375	293,912,218	3.61
	韓国	韓国取引所	KOREA10Y2109	買建	30	韓国ウォン	3,769,500,000	360,741,150	3,840,000,000	367,488,000	4.52

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

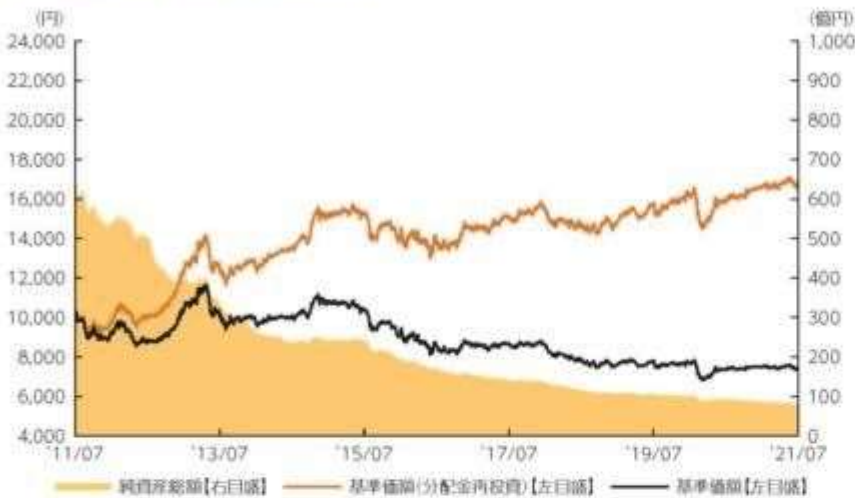
参考情報



運用実績

2021年7月30日現在

■ 基準価額・純資産の推移 2011年7月29日～2021年7月30日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

基準価額	7,391円
純資産総額	78.8億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

2021年7月	20円
2021年6月	20円
2021年5月	20円
2021年4月	30円
2021年3月	30円
2021年2月	30円
直近1年間累計	330円
設定来累計	10,255円

•分配金は1万口当たり、税引前

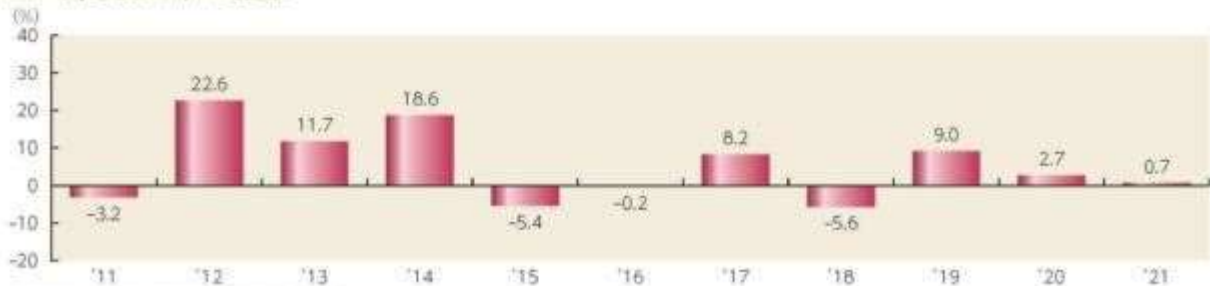
■ 主要な資産の状況

資産構成	比率	購入上位通貨	比率	購入上位銘柄	種別	国・地域	比率
国債	72.1%	1 インドルピー	17.3%	1 6.25 PHILIPPI(GL) 360114	国債	フィリピン	6.0%
地方債	6.4%	2 インドネシアルピア	12.5%	2 8.28 INDIA GOVT 320215	国債	インド	5.1%
特殊債	13.0%	3 マレーシアリンギット	12.2%	3 4.127 MALAYSIA 320415	国債	マレーシア	4.7%
社債	4.7%	4 韓国ウォン	11.2%	4 6.625 INDONESIA 330515	国債	インドネシア	4.7%
		5 ニュージーランドドル	9.4%	5 2.875 SINGAPORE GOVT 300901	国債	シンガポール	4.5%
		6 オーストラリアドル	8.9%	6 3.65 CHINA DEV 290521	特殊債	中国	4.3%
		7 中国元	7.5%	7 3.775 THAILAND 320625	国債	タイ	4.2%
		8 フィリピンペソ	7.4%	8 2.625 KOREA TREAS 280610	国債	韓国	3.7%
コールローン他 (負債控除後)	3.8%	9 タイバーツ	5.7%	9 1.5 KOREA TREASUR 301210	国債	韓国	3.4%
合計	100.0%	10 シンガポールドル	5.6%	10 3.5 NZ LOCAL GOV 330414	地方債	ニュージーランド	3.3%

その他の資産の状況	比率
債券先物取引(買建)	4.5%
債券先物取引(売建)	-3.6%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 社債には政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券が含まれています。
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 「国・地域」は、原則として、リスク所在国を記載しています。

■ 年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2021年は年初から7月30日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第3【ファンドの経理状況】

- 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和3年1月8日から令和3年7月7日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（毎月決算型）】

(1)【貸借対照表】

	前期 [令和3年1月7日現在]	当期 [令和3年7月7日現在]
(単位：円)		
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	74,586,969	59,021,293
親投資信託受益証券	8,627,212,365	8,001,692,845
未収入金	17,506,769	209,686
流動資産合計	8,719,306,103	8,060,923,824
資産合計	8,719,306,103	8,060,923,824
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	34,619,928	21,572,148
未払解約金	19,257,496	2,326,373
未払受託者報酬	326,318	295,408
未払委託者報酬	11,910,721	10,782,474
未払利息	132	105
その他未払費用	32,621	29,532
流動負債合計	66,147,216	35,006,040
負債合計	66,147,216	35,006,040
純資産の部		
元本等		
元本	11,539,976,039	10,786,074,290
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,886,817,152	2,760,156,506
（分配準備積立金）	875,451	862,252
元本等合計	8,653,158,887	8,025,917,784
純資産合計	8,653,158,887	8,025,917,784
負債純資産合計	8,719,306,103	8,060,923,824

(2)【損益及び剰余金計算書】

	前期		当期	
	自 至	令和 2年 7月 8日 令和 3年 1月 7日	自 至	令和 3年 1月 8日 令和 3年 7月 7日
営業収益				
有価証券売買等損益		447,031,452		172,882,221
営業収益合計		447,031,452		172,882,221
営業費用				
支払利息		11,621		10,608
受託者報酬		1,992,970		1,828,897
委託者報酬		72,743,363		66,754,834
その他費用		199,230		182,833
営業費用合計		74,947,184		68,777,172
営業利益又は営業損失（ ）		372,084,268		104,105,049
経常利益又は経常損失（ ）		372,084,268		104,105,049
当期純利益又は当期純損失（ ）		372,084,268		104,105,049
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		1,284,812		1,542,026
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		3,291,427,842		2,886,817,152
剰余金増加額又は欠損金減少額		295,888,061		228,999,259
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		295,888,061		228,999,259
剰余金減少額又は欠損金増加額		45,826,601		40,750,585
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		45,826,601		40,750,585
分配金		216,250,226		167,235,103
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		2,886,817,152		2,760,156,506

（ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当期 [令和 3年 7月 7日現在]

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期	当期
	[令和 3年 1月 7日現在]	[令和 3年 7月 7日現在]
1. 期首元本額	12,503,267,040円	11,539,976,039円
期中追加設定元本額	177,588,615円	162,884,632円
期中一部解約元本額	1,140,879,616円	916,786,381円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	2,886,817,152円	2,760,156,506円
3. 受益権の総数	11,539,976,039口	10,786,074,290口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 2年 7月 8日 至 令和 3年 1月 7日			当期 自 令和 3年 1月 8日 至 令和 3年 7月 7日		
1.分配金の計算過程			1.分配金の計算過程		
第137期 令和 2年 7月 8日 令和 2年 8月 7日			第143期 令和 3年 1月 8日 令和 3年 2月 8日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	26,055,635円	費用控除後の配当等収益額	A	25,303,030円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	479,246,317円	収益調整金額	C	367,764,522円
分配準備積立金額	D	1,205,381円	分配準備積立金額	D	997,713円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	506,507,333円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	394,065,265円
当ファンドの期末残存口数	F	12,351,233,717口	当ファンドの期末残存口数	F	11,412,140,406口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	410円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	345円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	37,053,701円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	34,236,421円
第138期 令和 2年 8月 8日 令和 2年 9月 7日			第144期 令和 3年 2月 9日 令和 3年 3月 8日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	26,886,942円	費用控除後の配当等収益額	A	15,205,221円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	466,462,943円	収益調整金額	C	354,769,036円
分配準備積立金額	D	111,789円	分配準備積立金額	D	151,820円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	493,461,674円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	370,126,077円
当ファンドの期末残存口数	F	12,272,765,662口	当ファンドの期末残存口数	F	11,252,493,068口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	402円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	328円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	36,818,296円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	33,757,479円
第139期 令和 2年 9月 8日 令和 2年10月 7日			第145期 令和 3年 3月 9日 令和 3年 4月 7日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	15,580,821円	費用控除後の配当等収益額	A	22,592,398円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	450,496,557円	収益調整金額	C	334,246,608円

前期 自 令和 2年 7月 8日 至 令和 3年 1月 7日			当期 自 令和 3年 1月 8日 至 令和 3年 7月 7日		
分配準備積立金額	D	1,392,364円	分配準備積立金額	D	793,054円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	467,469,742円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	357,632,060円
当ファンドの期末残存口数	F	12,139,020,364口	当ファンドの期末残存口数	F	11,203,730,316口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	385円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	319円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	36,417,061円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	33,611,190円
第140期 令和 2年10月 8日 令和 2年11月 9日			第146期 令和 3年 4月 8日 令和 3年 5月 7日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	21,930,254円	費用控除後の配当等収益額	A	20,024,176円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	424,938,867円	収益調整金額	C	320,658,206円
分配準備積立金額	D	1,221,688円	分配準備積立金額	D	1,097,892円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	448,090,809円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	341,780,274円
当ファンドの期末残存口数	F	11,998,782,669口	当ファンドの期末残存口数	F	11,118,963,765口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	373円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	307円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	35,996,348円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	22,237,927円
第141期 令和 2年11月10日 令和 2年12月 7日			第147期 令和 3年 5月 8日 令和 3年 6月 7日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	23,248,811円	費用控除後の配当等収益額	A	22,754,560円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	404,317,230円	収益調整金額	C	312,491,696円
分配準備積立金額	D	394,773円	分配準備積立金額	D	1,220,824円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	427,960,814円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	336,467,080円
当ファンドの期末残存口数	F	11,781,630,916口	当ファンドの期末残存口数	F	10,909,969,391口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	363円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	308円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	35,344,892円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	21,819,938円
第142期 令和 2年12月 8日 令和 3年 1月 7日			第148期 令和 3年 6月 8日 令和 3年 7月 7日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	22,580,142円	費用控除後の配当等収益額	A	13,745,633円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円

前期 自 令和 2年 7月 8日 至 令和 3年 1月 7日			当期 自 令和 3年 1月 8日 至 令和 3年 7月 7日		
収益調整金額	C	384,519,390円	収益調整金額	C	308,978,616円
分配準備積立金額	D	221,263円	分配準備積立金額	D	2,217,123円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	407,320,795円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	324,941,372円
当ファンドの期末残存口数	F	11,539,976,039口	当ファンドの期末残存口数	F	10,786,074,290口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	352円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	301円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	34,619,928円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	21,572,148円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 2年 7月 8日 至 令和 3年 1月 7日	当期 自 令和 3年 1月 8日 至 令和 3年 7月 7日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期	当期
	[令和 3年 1月 7日現在]	[令和 3年 7月 7日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期	当期
	[令和 3年 1月 7日現在]	[令和 3年 7月 7日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	63,919,919	67,057,474
合計	63,919,919	67,057,474

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期 [令和 3年 1月 7日現在]	当期 [令和 3年 7月 7日現在]
1口当たり純資産額	0.7498円	0.7441円
(1万口当たり純資産額)	(7,498円)	(7,441円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	アジア・パシフィック・ソブリン・オープン マザーファンド	2,993,637,190	8,001,692,845	
	合計	2,993,637,190	8,001,692,845	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

アジア・パシフィック・ソブリン・オープン マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和 3年 7月 7日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	71,736,036
コール・ローン	10,340,269
国債証券	6,037,673,270
地方債証券	519,919,999
特殊債券	1,052,999,256
社債券	384,348,543
派生商品評価勘定	5,855,798
未収入金	67,017,495
未収利息	80,604,707
前払費用	333,054
差入委託証拠金	62,939,107
流動資産合計	8,293,767,534
資産合計	8,293,767,534
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	10,262,982
未払解約金	220,984
未払利息	18
流動負債合計	10,483,984
負債合計	10,483,984
純資産の部	
元本等	
元本	3,098,962,061
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	5,184,321,489
元本等合計	8,283,283,550
純資産合計	8,283,283,550
負債純資産合計	8,293,767,534

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。 直物為替先渡取引は原則として価格情報会社の提供する価額で評価しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

[令和 3年 7月 7日現在]

当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 3年 7月 7日現在]
1. 期首	令和 3年 1月 8日
期首元本額	3,402,926,847円
期中追加設定元本額	8,193,587円
期中一部解約元本額	312,158,373円
元本の内訳	
アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（毎月決算型）	2,993,637,190円
アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（年2回決算型）	105,324,871円
合計	3,098,962,061円
2. 受益権の総数	3,098,962,061口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 3年 1月 8日 至 令和 3年 7月 7日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドは、運用の効率化を図るために、債券先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。</p> <p>当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。</p> <p>当ファンドは、運用の効率化を図るために、直物為替先渡取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。</p> <p>また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 3年 7月 7日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[令和 3年 7月 7日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	218,385,215
地方債証券	34,318,326
特殊債券	12,559,815
社債券	10,018,321
合計	275,281,677

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

債券関連

[令和 3年 7月 7日現在]

区分	種類	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	債券先物取引				
	買建	367,385,340		366,772,350	612,990
	売建	363,417,708		367,883,578	4,465,870
	合計	730,803,048		734,655,928	5,078,860

（注）時価の算定方法

- 1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
 - 2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
 - 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

通貨関連

[令和 3年 7月 7日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	92,455,000		92,264,386	190,614
	オーストラリアドル	301,974,425		297,828,000	4,146,425
	売建				
	アメリカドル	301,974,425		301,143,545	830,880
	オーストラリアドル	92,455,000		91,003,000	1,452,000
	合計	788,858,850		782,238,931	2,054,159

（注）時価の算定方法

- 1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。
当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

通貨関連（直物為替先渡取引）

[令和 3年 7月 7日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	直物為替先渡取引				
	買建				
	マレーシアリンギット	110,459,999		110,193,919	266,080
	韓国ウォン	99,414,000		98,832,998	581,002
	インドルピー	193,305,000		195,327,416	2,022,416
	売建				

	インドルピー	82,845,000		81,294,499	1,550,501
	合計	486,023,999		485,648,832	2,725,835

(注) 時価の算定方法

価格情報会社の提供する価額で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[令和 3年 7月 7日現在]
1口当たり純資産額	2.6729円
(1万口当たり純資産額)	(26,729円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
アメリカドル	国債証券	4.8 SOCIA VIETNAM 241119	1,000,000.00	1,115,000.00	
		6.75 SRI LANKA 280418	1,000,000.00	605,000.00	
	国債証券 小計		2,000,000.00	1,720,000.00	(189,991,200)
	社債券	5.25 POWER FIN 280810	1,000,000.00	1,124,375.60	
		5.375 PERUSAHAAN 290125	1,000,000.00	1,167,345.00	
		6.15 POWER FIN 281206	1,000,000.00	1,187,806.32	
	社債券 小計		3,000,000.00	3,479,526.92	(384,348,543)
アメリカドル合計			5,000,000.00	5,199,526.92	(574,339,743)
オーストラリアドル	国債証券	2.25 AUST GOVT 280521	1,000,000.00	1,077,037.80	
		2.75 AUST GOVT 271121	1,200,000.00	1,328,526.00	
			2,200,000.00	2,405,563.80	

	国債証券 小計			(199,012,293)	
	特殊債券	1.75 QUEENSLAND 310821	1,000,000.00	998,700.40	
		2 NEWSWALES 310320	1,000,000.00	1,022,746.10	
		2 WEST AUST TREAS 341024	2,000,000.00	1,980,784.06	
	特殊債券 小計		4,000,000.00	4,002,230.56	(331,104,534)
オーストラリアドル合計			6,200,000.00	6,407,794.36	(530,116,827)
シンガポールドル	国債証券	2.25 SINGAPORGOVT 360801	1,000,000.00	1,058,815.00	
		2.875SINGAPORGOVT 300901	4,000,000.00	4,492,000.00	
シンガポールドル合計			5,000,000.00	5,550,815.00	(455,000,305)
マレーシアリングット	国債証券	3.478 MALAYSIAGOV 240614	3,000,000.00	3,107,575.80	
		3.885 MALAYSIAGOV 290815	3,000,000.00	3,167,567.10	
		3.899 MALAYSIAGOV 271116	6,000,000.00	6,345,477.60	
		4.127 MALAYSIA 320415	14,000,000.00	14,833,060.20	
		4.392 MALAYSIAGOV 260415	3,000,000.00	3,239,617.80	
		4.736 MALAYSIAGOV 460315	1,000,000.00	1,054,430.80	
		4.762 MALAYSIAGOV 370407	2,200,000.00	2,407,727.74	
マレーシアリングット合計			32,200,000.00	34,155,457.04	(906,718,086)
ニュージーランドドル	国債証券	0.5 NZ GOVT 260515	1,000,000.00	968,852.24	
		1.5 NZ GOVT 310515	3,200,000.00	3,139,050.52	
	国債証券 小計		4,200,000.00	4,107,902.76	(318,074,910)
	地方債証券	3.338 AUCKLAND 260727	3,000,000.00	3,236,176.80	
		3.5 NZ LOCAL GOV 330414	3,100,000.00	3,478,533.25	
	地方債証券 小計		6,100,000.00	6,714,710.05	(519,919,999)
ニュージーランドドル合計			10,300,000.00	10,822,612.81	(837,994,909)
タイバーツ	国債証券	1.25 THAILAND I/L 280312	15,000,000.00	15,548,701.42	
		2.875 THAILAND 281217	20,000,000.00	22,195,722.00	
		3.775 THAILAND 320625	85,000,000.00	101,271,006.00	
タイバーツ合計			120,000,000.00	139,015,429.42	(475,432,768)
フィリピンペソ	国債証券	3.9 PHILIPPIN(GL) 221126	50,000,000.00	50,500,130.00	
		6.25 PHILIPPI(GL) 360114	190,000,000.00	227,069,893.00	
フィリピンペソ合計			240,000,000.00	277,570,023.00	(619,425,263)
インドネシアルピア	国債証券	6.125 INDONESIA 280515	20,000,000,000.00	20,080,000,000.00	
		6.375 INDONESIA 420415	10,000,000,000.00	9,023,275,000.00	
		6.5 INDONESIA 250615	3,000,000,000.00	3,152,790,000.00	

		6.625 INDONESIA 330515	50,000,000,000.00	49,850,000,000.00	
		7 INDONESIA 270515	20,000,000,000.00	21,211,600,000.00	
		7.25 INDONESIA 260215	2,000,000,000.00	2,142,900,000.00	
		8.125 INDONESIA 240515	2,000,000,000.00	2,183,120,000.00	
		8.25 INDONESIA 290515	3,000,000,000.00	3,324,000,000.00	
	国債証券 小計		110,000,000,000.00	110,967,685,000.00	(854,451,174)
	特殊債券	5.2 EIB(GL) 220301	20,000,000,000.00	20,058,000,000.00	
	特殊債券 小計		20,000,000,000.00	20,058,000,000.00	(154,446,600)
インドネシアルピア合計			130,000,000,000.00	131,025,685,000.00	(1,008,897,774)
韓国ウォン	国債証券	1.5 KOREA TREASUR 261210	1,000,000,000.00	982,039,370.00	
		1.5 KOREA TREASUR 301210	3,000,000,000.00	2,842,363,590.00	
		2.125 KOREA TREAS 270610	1,000,000,000.00	1,012,506,800.00	
		2.625 KOREA TREAS 280610	3,000,000,000.00	3,121,714,800.00	
韓国ウォン合計			8,000,000,000.00	7,958,624,560.00	(774,374,169)
インドルピー	国債証券	7.27 INDIA GOVT 260408	100,000,000.00	105,360,000.00	
		7.59 INDIA GOVT 260111	200,000,000.00	213,140,000.00	
		7.59 INDIA GOVT 290320	100,000,000.00	106,940,000.00	
		7.72 INDIA GOVT 250525	100,000,000.00	107,080,000.00	
		8.28 INDIA GOVT 320215	250,000,000.00	280,525,000.00	
インドルピー合計			750,000,000.00	813,045,000.00	(1,211,437,050)
中国元	国債証券	2.85 CHINA GOVT 270604	2,000,000.00	1,979,920.00	
		国債証券 小計		2,000,000.00	1,979,920.00
	特殊債券	3.18 CHINA DEV 260405	7,000,000.00	6,971,300.00	
		3.24 AGRICUL DEV 240814	1,000,000.00	1,006,183.70	
		3.43 CHINA DEV 270114	1,000,000.00	1,004,131.10	
		3.65 CHINA DEV 290521	20,000,000.00	20,224,014.00	
		3.68 CHINA DEV 260226	3,000,000.00	3,052,566.00	
		3.86 EXPORT-IMPOR 290520	1,000,000.00	1,024,781.70	
特殊債券 小計		33,000,000.00	33,282,976.50	(567,448,122)	
中国元合計			35,000,000.00	35,262,896.50	(601,204,174)
合計				7,994,941,068	(7,994,941,068)

(注1)通貨の種類ごとの小計/合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券	2銘柄 33.08%	2.38%
	社債券	3銘柄 66.92%	4.81%
オーストラリアドル	国債証券	2銘柄 37.54%	2.49%
	特殊債券	3銘柄 62.46%	4.14%
シンガポールドル	国債証券	2銘柄 100.00%	5.69%
マレーシアリングット	国債証券	7銘柄 100.00%	11.34%
ニュージーランドドル	国債証券	2銘柄 37.96%	3.98%
	地方債証券	2銘柄 62.04%	6.50%
タイバーツ	国債証券	3銘柄 100.00%	5.95%
フィリピンペソ	国債証券	2銘柄 100.00%	7.75%
インドネシアルピア	国債証券	8銘柄 84.69%	10.69%
	特殊債券	1銘柄 15.31%	1.93%
韓国ウォン	国債証券	4銘柄 100.00%	9.69%
インドルピー	国債証券	5銘柄 100.00%	15.15%
中国元	国債証券	1銘柄 5.61%	0.42%
	特殊債券	6銘柄 94.39%	7.10%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

2【ファンドの現況】

【アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和3年7月30日現在

（単位：円）

資産総額	7,900,482,435
負債総額	16,955,055
純資産総額（ - ）	7,883,527,380
発行済口数	10,665,855,041口

1口当たり純資産価額(/)	0.7391
(10,000口当たり)	(7,391)

(参考)

アジア・パシフィック・ソブリン・オープン マザーファンド

純資産額計算書

令和3年7月30日現在

(単位:円)

資産総額	8,303,134,106
負債総額	165,560,088
純資産総額(-)	8,137,574,018
発行済口数	3,061,814,210口
1口当たり純資産価額(/)	2.6578
(10,000口当たり)	(26,578)

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

< 更新後 >

(1) 資本金の額等

2021年7月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・ 会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・ 投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2021年7月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	888	17,602,272
追加型公社債投資信託	16	1,428,960
単位型株式投資信託	82	380,197
単位型公社債投資信託	45	190,275
合計	1,031	19,601,705

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

<更新後>

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度（自令和2年4月1日至令和3年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
--	-----------------------	-----------------------

(資産の部)

流動資産				
現金及び預金	2	56,398,457	2	56,803,388
有価証券		1,960,318		2,001
前払費用		575,904		598,135
未収入金		14,559		31,359
未収委託者報酬		10,296,453		13,216,357
未収収益	2	638,994	2	662,230
金銭の信託		100,000		2,300,000
その他		254,330		269,506
流動資産合計		70,239,017		73,882,978
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	584,048	1	548,902
器具備品	1	871,893	1	1,435,369
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,084,375		2,612,705
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,369,611		3,569,171
ソフトウェア仮勘定		1,374,932		1,895,190
無形固定資産合計		4,760,365		5,480,184
投資その他の資産				
投資有価証券		16,704,756		18,616,670
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産	1	819,255	1	814,684
長期差入保証金		565,358		538,497
前払年金費用		375,031		258,835
繰延税金資産		1,912,824		916,962
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		20,718,993		21,487,417
固定資産合計		27,563,734		29,580,307
資産合計		97,802,752		103,463,286

(単位：千円)

	第35期 (令和2年3月31日現在)		第36期 (令和3年3月31日現在)	
(負債の部)				
流動負債				
預り金		687,565		533,622
未払金				
未払収益分配金		131,478		158,856
未払償還金		395,400		133,877
未払手数料	2	4,026,078	2	5,200,810
その他未払金	2	3,818,195	2	4,412,521
未払費用	2	4,402,578	2	4,755,909
未払消費税等		629,469		752,617
未払法人税等		617,341		873,027
賞与引当金		933,517		933,381

役員賞与引当金	124,590	160,710
その他	701,285	691,143
流動負債合計	16,467,499	18,606,476
固定負債		
長期未払金	32,400	21,600
退職給付引当金	1,010,401	1,145,514
役員退職慰労引当金	130,784	117,938
時効後支払損引当金	238,811	245,426
固定負債合計	1,412,398	1,530,479
負債合計	17,879,897	20,136,956
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	25,847,605	26,951,289
利益剰余金合計	33,188,194	34,291,879
株主資本合計	79,921,039	81,024,723

(単位：千円)

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,815	2,301,606
評価・換算差額等合計	1,815	2,301,606
純資産合計	79,922,854	83,326,329
負債純資産合計	97,802,752	103,463,286

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第35期 (自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)	第36期 (自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	67,967,489	67,963,712
投資顧問料	2,385,084	2,443,980
その他営業収益	16,085	21,613
営業収益合計	70,368,658	70,429,306
営業費用		
支払手数料	2 27,106,451	2 26,689,896

広告宣伝費	696,418	668,150
公告費	1,000	250
調査費		
調査費	1,857,271	2,077,942
委託調査費	11,579,175	12,035,954
事務委託費	847,769	798,528
営業雑経費		
通信費	153,731	296,490
印刷費	427,118	378,180
協会費	52,053	51,841
諸会費	15,990	16,613
事務機器関連費	1,953,926	1,977,769
その他営業雑経費		8,391
営業費用合計	44,690,907	45,000,009
一般管理費		
給料		
役員報酬	331,987	352,879
給料・手当	6,611,427	6,461,546
賞与引当金繰入	933,517	933,381
役員賞与引当金繰入	124,590	160,710
福利厚生費	1,276,950	1,272,568
交際費	11,871	2,721
旅費交通費	165,891	22,768
租税公課	360,165	402,939
不動産賃借料	647,402	666,331
退職給付費用	422,919	481,135
役員退職慰労引当金繰入	48,183	11,763
固定資産減価償却費	1,307,555	1,358,911
諸経費	427,212	413,538
一般管理費合計	12,669,674	12,541,193
営業利益	13,008,076	12,888,103

(単位：千円)

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	90,965	170,807
受取利息	2 4,169	2 2,726
投資有価証券償還益	585,179	81,557
収益分配金等時効完成分	101,734	275,835
受取賃貸料	2 65,808	2 65,808
その他	19,987	12,504
営業外収益合計	867,845	609,239
営業外費用		
投資有価証券償還損	96,379	95,946
時効後支払損引当金繰入		16,395
事務過誤費	3,483	
賃貸関連費用	20,339	13,472
その他	1,920	2,932
営業外費用合計	122,122	128,747

経常利益		13,753,799		13,368,595
特別利益				
投資有価証券売却益		174,842		2,007,655
特別利益合計		174,842		2,007,655
特別損失				
投資有価証券売却損		75,963		51,737
投資有価証券評価損		163,865		26,317
固定資産除却損	1	8,832	1	536
固定資産売却損		435		
特別損失合計		249,096		78,591
税引前当期純利益		13,679,545		15,297,659
法人税、住民税及び事業税	2	4,146,534	2	4,755,427
法人税等調整額		79,824		19,122
法人税等合計		4,226,359		4,736,304
当期純利益		9,453,186		10,561,354

(3) 【株主資本等変動計算書】

第35期（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028
当期変動額									
剰余金の配当							9,675,175	9,675,175	9,675,175
当期純利益							9,453,186	9,453,186	9,453,186
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計							221,989	221,989	221,989
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762
当期変動額			
剰余金の配当			9,675,175
当期純利益			9,453,186
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,124,917	1,124,917	1,124,917
当期変動額合計	1,124,917	1,124,917	1,346,907
当期末残高	1,815	1,815	79,922,854

第36期（自令和2年4月1日至令和3年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039

当期変動額									
剰余金の配当							9,457,670	9,457,670	9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計							1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3)「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用により、翌事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映され、繰越利益剰余金の期首残高が475,687千円増加すると見込まれます。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
建物	599,542千円	643,920千円
器具備品	1,408,613千円	1,545,179千円
投資不動産	145,391千円	151,833千円

2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
預金	314,247千円	40,328,414千円
未収収益	15,773千円	14,138千円
未払手数料	712,210千円	772,495千円
その他未払金	3,029,426千円	3,425,136千円
未払費用	432,019千円	349,222千円

(損益計算書関係)

1.固定資産除却損の内訳

	第35期 (自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)	第36期 (自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)
器具備品	8,832千円	536千円

計

8,832千円

536千円

2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第35期	第36期
	(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
支払手数料	5,234,629千円	5,128,270千円
受取利息	2千円	143千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,030,180千円	3,492,898千円

(株主資本等変動計算書関係)

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和元年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

（リース取引関係）

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
1年内	675,956千円	709,808千円
1年超		709,808千円
合計	675,956千円	1,419,616千円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

第35期(令和2年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	56,398,457	56,398,457	-
(2) 有価証券	1,960,318	1,960,318	-
(3) 金銭の信託	100,000	100,000	-
(4) 未収委託者報酬	10,296,453	10,296,453	-
(5) 投資有価証券	16,673,396	16,673,396	-
資産計	85,428,625	85,428,625	-
(1) 未払手数料	4,026,078	4,026,078	-
負債計	4,026,078	4,026,078	-

第36期(令和3年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	56,803,388	56,803,388	-
(2) 有価証券	2,001	2,001	-
(3) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	-
(4) 未収委託者報酬	13,216,357	13,216,357	-
(5) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	-
資産計	90,907,057	90,907,057	-

(1) 未払手数料	5,200,810	5,200,810	-
負債計	5,200,810	5,200,810	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(4) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券、(5) 投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

(3) 金銭の信託

時価は取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
非上場株式	31,360	31,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第35期(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,398,457	-	-	-
金銭の信託	100,000	-	-	-
未収委託者報酬	10,296,453	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,960,318	5,652,257	4,813,929	27,375
合計	68,755,228	5,652,257	4,813,929	27,375

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	-	-	-
金銭の信託	2,300,000	-	-	-
未収委託者報酬	13,216,357	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第35期(令和2年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	9,859,345	8,694,010	1,165,334
	小計	9,859,345	8,694,010	1,165,334
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,874,369	10,037,087	1,162,718
	小計	8,874,369	10,037,087	1,162,718
合計		18,733,714	18,731,098	2,616

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は100,000千円）を含めておりません。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,076,354	6,207,447	131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は2,300,000千円）を含めておりません。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

第35期（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	8,940	-	15,060
債券	-	-	-
その他	2,035,469	174,842	60,903
合計	2,044,409	174,842	75,963

第36期（自令和2年4月1日至令和3年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-

債券	-	-	-
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について163,865千円（その他有価証券のその他163,865千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について26,317千円（その他有価証券のその他26,317千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,712,289 千円	3,718,736 千円
勤務費用	204,225	203,106
利息費用	17,557	19,110
数理計算上の差異の 発生額	52,430	18,826
退職給付の支払額	162,904	192,890
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,718,736	3,729,235

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
年金資産の期首残高	2,666,937 千円	2,460,824 千円
期待運用収益	47,757	44,130
数理計算上の差異の 発生額	164,633	304,281
事業主からの拠出額	51,282	-
退職給付の支払額	140,518	159,390
年金資産の期末残高	2,460,824	2,649,846

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,969,807 千円	2,810,893 千円
年金資産	2,460,824	2,649,846
	508,982	161,046
非積立型制度の退職給付債務	748,929	918,342
未積立退職給付債務	1,257,911	1,079,388
未認識数理計算上の差異	203,136	161,333

未認識過去勤務費用	419,405	354,043
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	635,370	886,678
退職給付引当金	1,010,401	1,145,514
前払年金費用	375,031	258,835
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	635,370	886,678

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第35期 (自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)	第36期 (自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)
勤務費用	204,225 千円	203,106 千円
利息費用	17,557	19,110
期待運用収益	47,757	44,130
数理計算上の差異の費用処理額	24,035	41,361
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	6,427	44,446
確定給付制度に係る退職給付費用	269,848	329,255

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
債券	64.7 %	62.7 %
株式	32.3	35.4
その他	3.0	1.9
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
割引率	0.095 ~ 0.52%	0.051 ~ 0.59%
長期期待運用収益率	1.5 ~ 1.8%	1.5 ~ 1.8%

3.確定拠出制度

社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度153,070千円、当事業年度151,880千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	427,046千円	418,394千円

投資有価証券評価損	226,322	188,859
未払事業税	117,461	180,263
賞与引当金	285,842	285,801
役員賞与引当金	19,703	25,472
役員退職慰労引当金	40,046	36,112
退職給付引当金	309,384	350,756
減価償却超過額	96,767	68,024
委託者報酬	213,044	209,938
長期差入保証金	40,180	48,639
時効後支払損引当金	73,124	75,149
連結納税適用による時価評価	57,656	38,873
その他	123,248	87,023
繰延税金資産 小計	2,029,829	2,013,308
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,029,829	2,013,308
繰延税金負債		
前払年金費用	114,834	79,225
連結納税適用による時価評価	1,260	1,203
その他有価証券評価差額金	801	1,015,785
その他	109	101
繰延税金負債 合計	117,005	1,096,346
繰延税金資産の純額	1,912,824	916,962

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第35期（令和2年3月31日現在）及び第36期（令和3年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）及び第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）及び第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,030,180 千円	その他未払金	3,029,426 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,234,629 千円	未払手数料	712,210 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	583,270 千円	未払費用	302,681 千円

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	523,327 千円	未払費用	290,120 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注3)	科目	期末残高(注3)		
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 取引銀行	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,073,855 千円	未払手数料	697,109 千円		
							コーラブル預金の払戻(注2)	20,000,000 千円				
							コーラブル預金の預入(注2)	20,000,000 千円			現金及び預金	20,000,000 千円
							コーラブル預金に係る受取利息(注2)	4,126 千円			未収収益	997 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	5,714,501 千円	未払手数料	944,351 千円		

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注3)	科目	期末残高(注3)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
3. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示して

おります。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第35期 （自平成31年4月1日 至令和2年3月31日）	第36期 （自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）
1株当たり純資産額	377,741.17円	393,827.09円
1株当たり当期純利益金額	44,678.80円	49,916.36円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第35期 （自平成31年4月1日 至令和2年3月31日）	第36期 （自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）
当期純利益金額（千円）	9,453,186	10,561,354
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	9,453,186	10,561,354
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

（1）受託会社

名称：三井住友信託銀行株式会社

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

資本金の額：342,037百万円（2021年3月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

名称	資本金の額 （2021年3月末現在）	事業の内容
株式会社みずほ銀行	1,404,065 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
PayPay銀行株式会社	37,250 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社イオン銀行	51,250 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社みちのく銀行	36,986 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北都銀行	12,500 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社荘内銀行	8,500 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社東邦銀行	23,519 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社千葉興業銀行	62,120 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社きらぼし銀行	43,734 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社第四北越銀行	32,776 百万円	銀行業務を営んでいます。

株式会社清水銀行	10,816	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社十六銀行	36,839	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社京都銀行	42,103	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社関西みらい銀行	38,971	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社四国銀行	25,000	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社福岡銀行	82,329	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社佐賀銀行	16,062	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社十八親和銀行	36,878	百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
三井住友信託銀行株式会社	342,037	百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社あおぞら銀行	100,000	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社きらやか銀行	22,700	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社東和銀行	38,653	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社名古屋銀行	25,090	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社みなと銀行	39,984	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社徳島大正銀行	11,036	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社香川銀行	12,014	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社福岡中央銀行	4,000	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社長崎銀行	6,121	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社熊本銀行	10,000	百万円	銀行業務を営んでいます。
岐阜信用金庫	20,809	百万円	金融業務を営んでいます。
おかやま信用金庫	1,839	百万円	金融業務を営んでいます。
広島信用金庫	3,641	百万円	金融業務を営んでいます。
アイザワ証券株式会社	3,000	百万円 (2021年10月1日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
a u カブコム証券株式会社	7,196	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
臼木証券株式会社	100	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
とちぎん T T 証券株式会社	1,001	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社 S B I 証券	48,323	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三オンライン証券株式会社	2,500	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
おきぎん証券株式会社	850	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エイチ・エス証券株式会社	3,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
光世証券株式会社	12,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岩井コスモ証券株式会社	13,500	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社しん証券さかもと	300	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
静銀ティーエム証券株式会社	3,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
北洋証券株式会社	3,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

スターツ証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
大万証券株式会社	375 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
むさし証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
中銀証券株式会社	2,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
とうほう証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
内藤証券株式会社	3,002 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
南都まほろば証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
フィリップ証券株式会社	950 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社証券ジャパン	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
百五証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ひろぎん証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三津井証券株式会社	558 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

岐阜信用金庫、おかやま信用金庫および広島信用金庫の資本金の額は「出資金」を記載しております。

3【資本関係】

<訂正前>

該当ありません。(2021年1月末現在)

(注) 関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

<訂正後>

該当ありません。(2021年7月末現在)

(注) 関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

独立監査人の監査報告書

令和3年8月18日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・パシフィック・ソブリン・オープン（毎月決算型）の令和3年1月8日から令和3年7月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（毎月決算型）の令和3年7月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

令和3年6月28日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青	木	裕	晃	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊	藤	鉄	也	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。